

九州電力株式会社玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 の変更に関する審査結果

原規規発第 2011049 号
令和 2 年 1 月 4 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2020年8月31日付け原発本第162号（2020年9月25日付け原発本第178号、2020年10月9日付け原発本第204号及び2020年10月27日原発本第225号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

平成29年5月1日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等により、原子力発電所における中央制御室の運転員等に対する有毒ガス防護を求められた。

これに伴い、有毒ガス発生時の体制の整備について、以下の条文を追加及び変更する。

（追加）

第1編 運転段階の原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

- ・第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）

(変更)

第1編 運転段階の原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

- ・第3条（品質保証計画）
- ・第5条（保安に関する職務）
- ・第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）
- ・第9条（原子炉主任技術者の職務等）
- ・第14条（運転管理に関する社内基準の作成）
- ・第17条（火災発生時の体制の整備）
- ・第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）
- ・第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）
- ・第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）
- ・第17条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）
- ・第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）
- ・第129条（所員への保安教育）
- ・第130条（請負会社従業員への保安教育）
- ・添付2（火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準）
- ・添付3（重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準）

Ⅲ. 審査の内容

1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 有毒ガス発生時の体制の整備に係る変更内容が、令和2年1月29日付け原規規発第2001297号により許可した玄海原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。

2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないとき」と認めるときに該当するかどうかを確認するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）に基づき、審査した。

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第1項各号を表している。

(1) 第3号関係（発電用原子炉施設の運転及び管理を行うものの職務及び組織）

第3号については、保安規定審査基準において、工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、有毒ガス発生時における保安に関する職務として、各課長がその職務の範囲における体制の整備に関する業務を行うことを定めていることを確認したことから、第3号を満足していることを確認した。

(2) 第4号関係（発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等）

第4号については、保安規定審査基準において、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、職務範囲及びその内容（以下「職務範囲等」という。）が適切に定められていることを要求している。

申請者は、有毒ガス発生時の体制の整備に伴い、原子炉主任技術者の職務として、有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果に係る、各課長からの報告の確認を追加している。

規制庁は、原子炉主任技術者について、有毒ガス発生時への対応等を含めて原子炉主任技術者の職務範囲等を定めていることを確認したことから第4号を満足していることを確認した。

(3) 第7号関係（保安教育）

第7号については、保安規定審査基準において、発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。）に対する保安教育実施方針が定められていることを要求している。

規制庁は、原子炉施設の運転及び管理を行う所員、廃止措置系所員並びに有毒ガス発生時の措置における業務の補助を行う請負会社従業員を対象として、有毒ガスが発生した場合に講じる措置に係る教育内容、教育時間等を保安教育の実施方針に定めていることを確認したことから、第7号を満足していることを確認した。

- (4) 第8号イからハまで関係（発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）

第8号イからハまでについては、保安規定審査基準において、運転管理に係る組織内規程類の作成及び有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）発生時に講ずべき措置について定められていることを要求している。

申請者は、有毒ガス発生時（予期せず発生するものを含む。）に講ずべき措置を行う体制の整備に伴い、原子炉施設の運転管理に関する社内標準を整備するとともに、講ずべき措置として計画の策定、体制及び手順の整備、手順の遵守、定期的な評価並びに原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の措置について定めるとしている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第8号イからハまでを満足していることを確認した。

- ①有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項について原子炉施設の運転管理に関する組織内規程を定めること
- ②有毒ガス発生時に講ずべき措置として、要員の配置、教育訓練の実施、資機材の配備及び以下の手順書の整備を含む計画を策定すること
 - a. 発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対し、次項のb.及びc.により、運転員等の吸気中の有毒ガスについて有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにすること
 - b. 固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の運転員等の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施することとし、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施すること
 - c. 有毒ガスの影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等について、運用管理及び施設管理を実施すること
 - d. 可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、原子炉制御室及び緊急時対策所の換気設備の隔離、防護具の着用、終息活動等の対策を実施すること
 - e. 予期せぬ有毒ガスの発生時に、防護具の着用及び防護具のバックアップ体制整備の対策を実施すること
- ③1年に1回以上の定期的な評価、その評価結果に基づく計画の見直し等を行うこと

(5) 第8号ホ関係（発電用原子炉施設の運転の安全審査）

第8号ホについては、保安規定審査基準において、発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会について、構成、審議事項等が定められていることを要求している。

規制庁は、原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会について、玄海原子力発電所安全運営委員会の審議事項に、有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項を定めていることを確認したことから、第8号ホを満足していることを確認した。

(6) 第16号関係（設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第16号について、保安規定審査基準において、想定される事象に応じて、発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせることを要求している。具体的には、当該計画に有毒ガスからの運転員等の防護に関することを含めること等を要求している。

申請者は、有毒ガス発生時の体制の整備として、要員を配置するとともに、保安規定第17条の6及び第17条の7に基づく添付3（重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準）において、このための手順等を社内標準に策定し、当該手順等に基づき発電用原子炉施設の保全のための活動を実施するとしている。

規制庁は、以下に掲げる事項を計画に策定し、その計画に従って、配置した要員が必要な活動を実施することを確認したことから、第16号を満足していることを確認した。

- ①固定源からの有毒ガス発生時に、運転員等が事故対策に必要な指示・操作を行うことができるように、(4) ②a.、b. 及び c. の内容を組織内規程に定めること
- ②可動源からの有毒ガス発生時に、運転員等が事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう、(4) ②d. の内容を組織内規程に定めること
- ③予期せぬ有毒ガスの発生において、運転員等が事故対策に必要な対処ができるよう、(4) ②e. の内容を組織内規程に定めること
- ④屋外に設けられた常設設備と可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点で操作を行う要員の有毒ガス防護を目的として、保安規定第17条の6及び第17条の7に基づく添付3 1. 2 (1) 項で配備する薬品保護具を着用する手順を組織内規程に定めること
- ⑤有毒ガス発生等を検知した場合、必要な要員へ連絡する手順を組織内規程に定めること

(7) 第17号関係（記録及び報告）

第17号については、保安規定審査基準において、発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていることを要求している。

申請者は、有毒ガス発生時の体制の整備に伴い、有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果を原子炉主任技術者へ報告すべき事項として定めるとしている。

規制庁は、有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果を原子炉主任技術者に報告すべき事項として定めていることを確認したことから、第17号を満足していることを確認した。

なお、上記のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。